

松阪市総合計画等評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総合計画及びそれに類する計画の評価と検証をするため、松阪市総合計画等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の事項に関して、長期的な展望を踏まえ評価する。

- (1) 松阪市総合計画及びそれに類する計画の進捗評価に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3条 評価委員会の委員は、市長が委嘱する学識経験者等13人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から当該総合計画の最終年度の評価が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 評価委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選により、これを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、最初に招集される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、企画振興部経営企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。